

岩手県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

岩手県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県消費生活条例施行規則（平成17年岩手県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例第17条第1項第1号の不当な取引行為)</p> <p>第2条 条例第17条第1項第1号の行為で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、<u>経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>(15)～(21) [略]</p> <p>(条例第17条第1項第2号の不当な取引行為)</p> <p>第3条 条例第17条第1項第2号の行為で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 消費者の契約の申込みの撤回、<u>契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる条項を設けた契約を締結させる行為</u></p> <p>(6) <u>契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させる行為</u></p> <p>(7) <u>債務不履行、債務の履行に際してされた不法行為若しくは契約の目的物の^{かし}瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は当該瑕疵を事業者が修補する責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させる行為</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>法律の規定が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させる行為</u></p>	<p>(条例第17条第1項第1号の不当な取引行為)</p> <p>第2条 条例第17条第1項第1号の行為で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識<u>若しくは判断力又は社会生活上の経験</u>の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(15)～(21) [略]</p> <p>(条例第17条第1項第2号の不当な取引行為)</p> <p>第3条 条例第17条第1項第2号の行為で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 消費者の契約の申込みの撤回<u>又は契約の解除若しくは取消しをすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる条項を設けた契約を締結させる行為</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>前各号に定めるもののほか、法令の規定が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一時的に害する条項を設けた契約を締結させる行為</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。